

十九八七
発行日
価格の
利子の後
利子以降
利子の適
用利子の
第二期の
適用利子
初期利子
發行価格
發行日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十一年四月十五日

額面金額百円につき百円

年〇・五〇パーセント

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた発行から償還までの期間が九

六 振替單位
五 額面金額
四 發行額度

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第二十六回）

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十一条第一項

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。その額面金額で二百六十七億五百六十万円

三	二	一
振替法の適	発行の根拠	名号及び記

○財務省告示第百四十八号
個人向け国債の発行等に関する
基づき、平成二十一年四月十五日
付け国債の発行条件等を次のと
平成二十一年四月二十七日

財務大臣 与謝野馨

十七十八十五十四十三
の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

平成三十一年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十一年四月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
二年四月十五日以後において行

$$\frac{\text{額面} \times \text{金額}}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十九号に規定する第一期以後の利子の適用利率

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により出した金額を支払う。

十二 第二期以後の利子

十一
初期利子

中途換金の特例

次の算式に次の算式を代入すれば、その算式は、
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100}$ + その直前の利子に相当する金額) \times

十九
払元利金支所

(一) それぞれの算式により算出した
金額とする。
平成二十一年十月十五日から
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{80}{100}$ + 経過利子に相
当する金額)
平成二十一年十月十五日前
の額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - 経過利子に相当する

(二)